

# 板橋区立学校外国語指導助手（ALT）派遣契約 事業者募集要項

## 1 件 名

「板橋区立学校外国語指導助手（ALT）派遣契約」

## 2 公募型プロポーザル方式実施の趣旨

児童・生徒が生きた英語を学ぶことで、実践的なコミュニケーション能力を身につけると共に、外国の文化・習慣に触れることにより、国際理解を深める魅力的な授業を実施するため、板橋区立小中学校において、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣する。

また、これにあたり、価格だけでなく、事業の最適な実行性の観点から、より多くの事業者から多様な提案を求め、総合的な見地から、公正かつ公平な方法で最適な事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル方式を実施する。

## 3 契約予定期間

令和7年4月1日 から 令和7年11月30日まで

- ※ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣契約に関する派遣先の事業所単位の期間延長に係る過半数労働組合への意見聴取の結果、区の派遣可能期間が延長された場合には令和8年3月31日までとする。
- ※ 本契約は単年度契約とし、厳正なる履行確認のうえ、業務の執行状況に問題がない場合に限り、引き続き1年単位で契約を更新する。ただし、契約の更新は2回を限度とする。

## 4 契約上限額

令和7年度 130,356,000円（税別）

令和8年度 130,356,000円（税別）

令和9年度 130,356,000円（税別）

※ 各年度における本事業の予算の成立に際し、予算の減額があった場合は契約内容を変更する場合がある。また、本事業に係る予算が成立しない場合は、本選定は無効とする。

## 5 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

## 6 区が求める提案内容

- (1) ALTの採用体制、研修体制等、労働者の採用・育成に関すること。
- (2) 終業後のフォローワー体制や欠員時及び急な欠席時の対応等、事業者におけるALTの管理、連携体制に関するこ。
- (3) 児童・生徒の関心、意欲を高める授業内での活動例（アクティビティプラン）の作成に関するこ。
- (4) 指導計画に位置づける単元ごとの評価基準の作成に関するこ。
- (5) 児童・生徒の英語学習に対する関心・意欲を高める行事等の企画及び実施に関するこ。
- (6) 1人1台端末を活用した英語教材及びオンライン学習の補助に関するこ。

## 7 参加資格要件

以下の（1）から（6）の項目を全て満たす事業者のみ本選定に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加事業者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。

- ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 法人住民税及び法人事業税を延滞していないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

また、各年度の内訳金額についても上限額の範囲内であること。

## 8 参加申込み手続き

### (1) 提出書類

本選定に参加を希望する事業者は、以下のアからカまでの書類を提出すること。

- ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）【1部】
- イ 会社概要（パンフレット等概要書）【1部】

※令和4～6年度の国、地方公共団体又は学校法人からの受託実績を記載すること。

- ウ 法人住民税及び法人事業税の納税証明書（原本）（直近1年分）【1部】

- エ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（直近1年分）【1部】

- オ 審査結果通知送付用封筒【1枚】

※長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110円切手を貼付すること。

### (2) 提出先

板橋区教育委員会事務局 指導室 学習支援係（板橋区役所北館6階17番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

### (3) 受付期間

令和6年10月18日（金）から令和6年10月31日（木）午後5時まで

※郵送の場合は必着

### (4) 提出方法

郵送又は持参によること。

※持参の場合、土日祝日及び平日の正午12時から午後1時までは受付できない。

## 9 企画提案書及び見積書の提出

### (1) 提出書類

上記期間中に参加申込みをした事業者は、以下の①及び②までの書類について、法人名の記載があるものを1部、法人名の記載がないものを8部提出すること。

#### ① 企画提案書

ア A4判・ページ番号付・縦向き・横書き、文字の大きさは10ポイント以上とする。

イ 表紙を含めて20枚（40ページ）以内とし、表紙以外は両面使用とする。

#### ② 見積書

ア 令和7年度の見積書だけでなく、令和8・9年度の見積書についても作成すること（評価の対象とします）。見積りの際の業務内容（配置校・年間配置日数を含む。）は、上記業務内容と同じものとする。

イ 本契約は、学校種（小学校・中学校）別の1配置日あたりの年間単価契約（消費税相当分を含まない。）とする。

（例）小学校1配置日あたり、○○,○○○円（消費税相当分を含まない。）

中学校1配置日あたり、△△,△△△円（消費税相当分を含まない。）

上記例のように、見積書内に小学校1配置日あたりの単価と中学校1配置日あたりの単価について、消費税相当分を含まない形で明記する。

また、仕様書に示した年間配置（予定）日数に基づく総合計額についても、消費税を含まない形で別途明記すること。

ウ 年間配置日数は、令和6年9月時点における学級数の予測に基づくものであり、令和7年度の実際の学級数によって変更される場合がある。また、毎月の実施報告と支払は、当該月の配置日数及び支払時点の消費税率に基づいて行われる。

エ 見積書の様式・内訳については、参加事業者の見積方式による。ただし、報酬、交通費、保険料、教材費等の業務に係る一切の費用を含めたものとすること。

#### (2) 提出先

板橋区教育委員会事務局 指導室 学習支援係（板橋区役所北館6階17番窓口）  
173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

#### (3) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後5時まで ※郵送の場合は必着

#### (4) 提出方法

郵送又は持参によること。

※ 持参の場合、土日祝日及び平日の正午12時から午後1時までは受付できない。

### 10 選定方法

本選定は、「板橋区立学校外国語指導助手（ALT）派遣契約 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）の二段階で実施する。

#### (1) 第一次審査（書類審査）

ア 第一次審査基準に基づき、参加資格要件の確認を行う。また、応募事業者が5者を超えた場合は企画提案の評価も行う。なお、令和7・8・9年度分のいずれかの見積書の提案金額が、上記見積限度額を超えて提出された場合は第二次審査に進めない。

イ 応募事業者が多数の場合、第一次審査で5事業者を選定する。

#### (2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 第一次審査を通過した事業者（以下、「第一次審査通過事業者」という。）を対象に、第二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

イ 第二次審査基準に基づく評価点の合計点数が最も高い事業者を提案採用者とする。ただし、評価点が満点の合計点の2分の1を超えないときは、提案採用者としないものとする。

ウ 第二次審査（プレゼンテーション）においては、必ず契約締結後の担当者（予定も可）が説明すること。

#### (3) 委託事業者選定日程（予定）

ア 第一次審査（書類審査）……………令和6年11月11日（月）

イ 第一次審査結果通知……………令和6年11月18日（月）

ウ 第二次審査（プレゼンテーション）……………令和6年12月6日（金）

エ 第二次審査結果通知発送……………令和6年12月16日（月）

※ 第一次審査結果は、参加事業者に郵送で通知する。また、第二次審査結果は第一次審査通過事業者を対象に郵送で通知する。

※ 第二次審査の詳細は、第一次審査結果通知とともに、第一次審査通過事業者に通知する。

### 11 質問と回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり取り扱う。ただし、回答することにより本選定の公平な執行を妨げると判断される質問等については回答しないことがある。

#### (1) 質問方法

質問書（指定様式）を作成し、下記問合せ先記載のメールアドレスに電子メールで送付すること。電子メール以外の方法による質問は受付しない。

#### (2) 質問受付期限

令和6年10月24日（木）午後5時まで

#### (3) 回答について

上記受付期限までに電子メールにて送付された質問については、令和6年10月29日（火）（予定）に全ての参加事業者が確認できるよう区のホームページにて回答する。

### 12 留意事項

#### (1) 失格要件

以下のアからエのいずれかの条件に該当する事業者は失格とする。

ア 審査の公平な執行を妨げる行為を行った者、虚偽の提案を行った者または公正な価格の成立を害す、もしくは、不正な利益を得るために連合した者。

イ 書類の一部または全部が上記期限を過ぎて提出された場合。

ウ 第一次審査通過事業者が第二次審査に欠席した場合。

エ 契約締結までに上記参加資格要件を満たさなくなった者。

#### (2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国または日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとする。

#### (3) 参加費用

本選定の参加に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

#### (4) その他

ア 各提出書類について、提出方法は持参・郵送を問わないが、未着・遅延等の場合、原因の如何を問わず、区は責任を負わない。

イ 提出された書類等は一切返却しない。また、提出期限後の提出書類の訂正、追加、削除、再提出及び差替え、並びに見積金額の変更は認められない。

ウ 参加申込み手続き終了後に本選定への参加を辞退する場合は、第二次審査実施日の前日（ただし、第二次審査実施日の前日が土日祝日であるときは、その日より前のその日に最も近い平日とする。）午後4時まで（必着）に辞退届（指定様式）を持参又は郵送により提出すること。

エ 契約事業者として選定された事業者（以下、契約事業者候補という。）の提案内容により、協議のうえ委託業務内容・仕様書を決定する。

オ 契約事業者候補には、第二次審査結果通知後に企画提案書に記載された内容の根拠となる書類（定款、規約、その他のこれに類する書類等）の提出を求める場合がある。

カ 区が提供した全ての資料等は、本選定の実施以外の目的に使用しないようとする。

キ 各年度における本事業の予算の成立に際し、予算の減額があった場合は委託業務内容を変更する場合がある。また、本事業に係る予算が成立しない場合は、本選定は無効とする。

### 13 結果の公表と企画提案書の公開

#### (1) 結果の公表

区は第二次審査後に第二次審査の審査項目・審査基準・審査結果・順位・評価点（内訳含む）を公表する。なお、契約事業者候補について、区は事業者名及びその提案金額を公表する。

## (2) 企画提案書の公開

プロポーザル方式への参加申込手続以降に区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となる。条例第6条第1項第1号から第6号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。

## 14 問合せ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区教育委員会事務局 指導室 学習支援係（板橋区役所 北館6階17番窓口）  
電話：03（3579）2615 FAX：03（3579）2649  
E-mail：ky-sodan@city.itabashi.tokyo.jp